

随意契約結果一覧

所属(課名) 子ども発達総合支援センター

件名(数量)	契約締結日 (締結日の昇順)	契約業者	予定価格 (税込)	契約金額 (税込)	随意契約とした理由	審査会の 開催の有 無	備考
松阪市子ども発達総合支援センター協力医療機関業務委託契約	令和2年4月1日	恩賜財団 済生会明和病院	592,000	592,000	特定のものと契約を締結しなければ、契約の目的を達成することができないため(地方自治法施行令第167条の2第1項2号)	無	単価契約 592,000
松阪市児童発達支援地域スクール事業業務委託契約	令和2年4月1日	社会福祉法人 松阪市社会福祉協議会	5,371,000	2,908,000	民生委員及び障がい児・者を支援する団体など各種関係機関との連携体制が密にとれ、既存の支援制度が適切に実施できることが必要であり、心身の発達に心配がある又は障がいのある子どもに対して支援の実績が豊富で継続的運営が確保できると認められる事業者であるため(地方自治法施行令第167条の2第1項2号)	有	R2.5.25 及び R3.2.8 に変更契約